

施 術 所 を 運 営 さ れ る 方 へ

～施術所の届出及び適正広告等について～

施術所の運営にあたっては関係法令、広告ガイドライン*等を遵守し適正な運営に努めてください。

*「あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業、若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針」～あはき・柔整広告ガイドライン～ R7.2.18 厚生労働省

1 保健所への届出

ご確認ください！

施術所の開設時だけでなく、次のような時は保健所への届出が必要です。

- ① 移転 ② 施設の改造（間取り変更）
- ③ 従事者変更 ④ 休止・廃止 ⑤開設者の住所変更 等

事実発生から10日以内に上記の届出を提出できない場合は
遅延理由書（A4サイズで様式自由）を添付してください。



ガイドライン本編（PDF）
（厚生労働省HP）

2 施術所の名称について

大阪府では、開設者を明らかにするため、原則として開設者の姓（法人の場合は法人名）を付けるよう指導しています。他の名称を希望する場合は、府の指導内容について承知しているが、なぜ異なる名前にしたかを説明する「理由書（A4サイズで様式自由）」を提出してください。

広告ガイドラインに沿った名称であることは言うまでもありません。

《使用できない名称の例》

医療機関と誤解を招く可能性がある〇〇治療院や〇〇クリニック、他の業態と紛らわしい〇〇整体。
施術業態が混ざっている〇〇鍼灸接骨院や〇〇鍼灸マッサージ。
対象を限定するような〇〇レディース施術所。内容や技能、方法を含む〇〇美容鍼灸院。etc

3 広告・宣伝について

施術所の広告・宣伝については法令や上記ガイドラインで広告できる範囲が定められています。
看板やチラシ、Webサイト等について、適正な範囲で作成・広告してください。

《不可広告の例》

診療・治療といった医療と混同する表現、厚生労働省認可、大阪府指定など事実と異なる表現、
病人が元気になるイラストや写真の利用、腰痛改善、骨盤矯正・小顔矯正等といった具体的効果、
「医療保険取り扱い」「交通事故取り扱い」など医師の同意の必要性を記載しない表現や医療保険
療養費支給申請と関係がない内容。etc

4 施設の併用の禁止について

施術所施設は専用であることが必要です。“あはき”と“柔整”の併用はもとより無届のリラクゼーション施設等との併用は、受付など施術に影響のない一部分を除いて認められません。事前に保健所にご相談ください。

《参考～広告・チラシの例～》

- *よくある違反広告の例です。
- *これ以外は広告できるというものではありません。
- *ガイドラインをご確認ください。

症状は広告できません

メッセージは広告できません

法定外の医業類似行為は広告できません

なにわ鍼灸院・接骨院

こんな症状でお悩みの方！

肩こり、腰痛、頭痛、膝の痛み、関節痛、打撲、ぎっくり腰、肉離れ、身体の歪み、神経痛、しびれ、五十肩、骨盤矯正、スポーツ外傷、むちうち、交通事故の後遺症、ヘルニア

30分	3000円	・	60分	5000円
-----	-------	---	-----	-------

労災・交通事故生活保護取扱

各種保険取扱

施術中の写真

料金は広告できません

これらの内容は広告できません

医療保険取扱又は健康保険取扱という表現に変更した上で、医師の同意が必要であることを明記しなければなりません

【あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律】（抜粋）

（広告）

第七条 あん摩業、マツサージ業、指圧業、はり業若しくはきゆう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 一 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 二 第一条に規定する業務の種類
- 三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 四 施術日又は施術時間
- 五 その他厚生労働大臣が指定する事項

- ② 前項第一号乃至第三号に掲げる事項について広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

（届出事項）

第九条の二 施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から十日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

【あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則】（抜粋）

（構造設備基準）

第二十五条 法第九条の五第一項（法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 六・六平方メートル以上の専用の施術室を有すること。
- 二 三・三平方メートル以上の待合室を有すること。

※柔道整復師法 第十九条、第二十四条、同法施行規則第18条で同様の定めがあります。